

第1章 国債、借入金

1 国債

1 国債発行市場

国債には様々な種類があり、各々の発行目的に応じて発行されています。また、各々、発行根拠法や償還方法、償還財源が定められています。

発行目的別に分類した場合、国債は普通国債と財政投融资特別会計国債（財投債）、そして政府短期証券に大別されます。このうち、普通国債はその利払・償還財源が主として税財源等により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資資金の貸付回収金によって賄われます。

なお、現在、その発行は一体で行われていることから、金融商品としては金利・満期など全く同じもので、市場でも区別なく取引されています（☞）。

☞ただし、GX 経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて発行されるものについては、通常の利付国債とは異なる個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」として発行されています。

（図1-1）国債の発行目的別分類

国債	普通国債	建設国債
		特例国債
		復興債
		脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）
		子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）
		先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）
	借換債	
	財政投融资特別会計国債（財投債）	
政府短期証券		

参照：第1章1①（2）（参考2）クライメート・トランジション利付国債（P26）

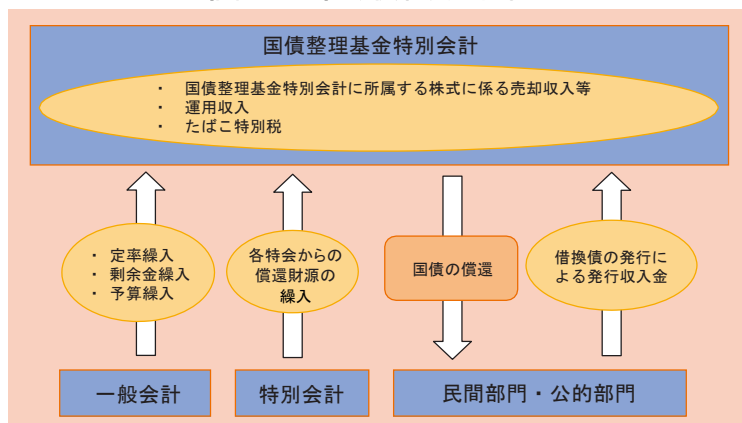
国債の償還は、全て国債整理基金を通じて行われます。

我が国では、国債の償還を確実にを行うため、一定のルールの下、各会計から国債整理基金特別会計に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。

また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や国債整理基金特別会計に所属する政府保有株式の売却収入なども、償還財源として受け入れられます。

すなわち、国債の償還財源は全て国債整理基金に受け入れられ、積み立てられ、支出される仕組み（減債制度）になっているということです。

（図1-2）減債制度の仕組み



（注）国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式に係る売却収入等は、復興債の償還財源に充てられます。

ここでは、このような債務管理政策の枠組みについて説明します。

(1) 国債の発行目的別分類

ここでは、それぞれの国債における発行根拠法、償還方法、及び現金償還に充てられる財源（償還財源）について説明します。

A 普通国債

普通国債には、建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）、子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）、先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI 債）及び借換債があり、これらのうち建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入金は一般会計の歳入の一部となります。

他方、復興債は東日本大震災復興特別会計において、GX 経済移行債及び半導体・AI 債はエネルギー対策特別会計において、子ども特例債は子ども・子育て支援特別会計において、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金はそれぞれの特別会計の歳入の一部となります（☞）。

a 建設国債・特例国債

① 発行根拠法

・建設国債

「財政法」第4条第1項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債の発行又は借入金により調達することを認めています。この「財政法」第4条第1項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています（☞）。

・特例国債

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳入に充てる財源を調達することを目的として、特別の法律（☞①）によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できることとされ、一般会計予算総則にその発行限度額が規定されています（☞②）。特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります（☞③）。

② 償還方法

建設国債及び特例国債の償還については、その借換債を含め、全体として60年で償還し終えるという、いわゆる「60年償還ルール」の考え方が採られています（☞①）。これは、各々の国債が償還を迎えた際の償還財源に、一

☞ただし、平成23年度において復興債は一般会計において、令和6年度において子ども特例債は年金特別会計において発行されました。

☞この限度額の議決を経ようとする際の参考として、年度別の償還予定額を示し、償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出しています。

☞①特例国債については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間について発行が可能となっています。

☞②参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞③このような考え方から、特例国債は翌年度の6月末まで発行できることとされています（出納整理期間発行）。

☞①戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。

また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率がほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

一般会計からの定率繰入等による現金と借換債の発行収入金を一定の基準に基づいて充てる仕組みで運用されています。なお、特例国債の償還については、その発行根拠法において、「速やかな減債に努めるものとする」とされています。

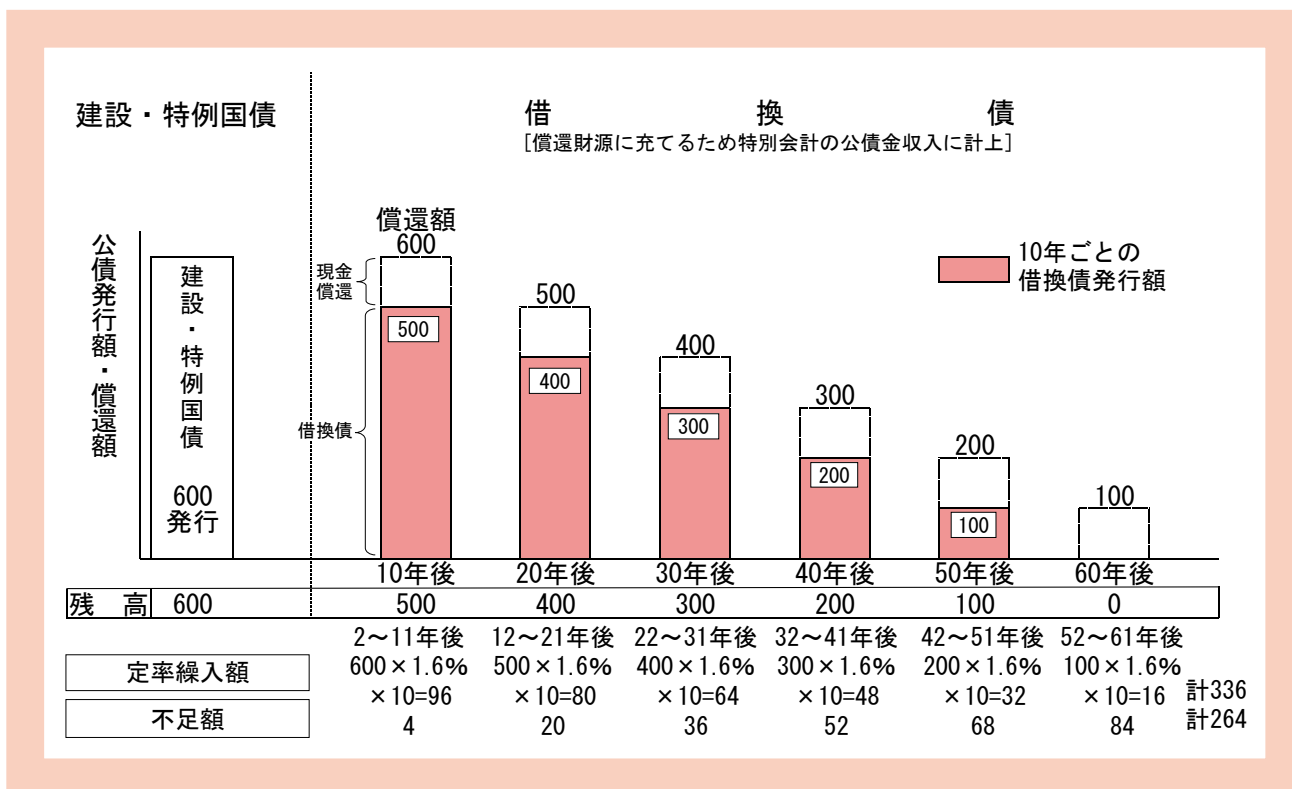
下記の図は、「60年償還ルール」のイメージを説明したものです。

例えば、ある年度に600億円の国債を全て10年固定利付国債で発行したとすれば、10年（＝60年の1/6）後の満期到来時には、100億円（＝600億円の1/6）を現金償還（②）し、残りの500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付国債で発行したとすれば、さらにその10年後には再び当初発行額600億円の1/6である100億円を現金償還し、残りの400億円は再び借換債を発行します。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債は全て現金償還されることになります。

なお、下記の図のように、毎年度の定率繰入額は前年度期首の国債発行残高から算出されるため、国債発行残高の減少に伴って減少し、定率繰入だけでは現金償還額が手当てできません。このため、剰余金繰入や予算繰入、株式の売却収入等の財源を補完的に組み合わせて現金償還することになります。

②この場合の現金償還とは、公債の償還に当たってその財源調達を借換債発行という手段によらないことをいいます。なお、国債の個々の保有者に対しては、満期時には、必ず現金で償還されます。

(図1-3) 借換債による公債償還の仕組み「60年償還ルール」



③ 償還財源

ア 一般会計からの繰入れ

一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れられる償還財源には、次の3つがあります。

i 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、「特別会計に関する法律」第42条第1項に基づく繰入れです。具体的には、60年償還ルールに基づき、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額が、

一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象は、一般会計の負担に属する公債（建設国債及び特例国債（年金特例国債を除く））及び借入金（一時借入金等を除く）、並びにこれらの借換債に限ります（☞）。

ii 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合は、「財政法」第6条第1項により、その2分の1を下らない金額が発生した年度の翌々年度までに国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています（☞）。

iii 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

上記のほか、国債の償還に支障のないよう、「特別会計に関する法律」第42条第5項により、必要に応じて予算で定める金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

イ その他

i 国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に所属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債の償還財源に充ててきました。これまで、昭和60年度に日本電信電話株式会社（NTT）の株式・日本たばこ産業株式会社（JT）の株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（☞）が、平成19年度に日本郵政株式会社の株式が、それぞれ国債の償還財源に充てるために国債整理基金特別会計において保有されることになりました。なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式（当初保有分）は平成16年6月に全て売却を完了しています。また、現在国債整理基金特別会計に所属している株式（復興財源確保法により新たに所属することとなった株式を含む）の売却収入については、復興債の償還財源に充てることとされています。

ii 運用収入

国債整理基金は国債の保有又は財政融資資金への預託によって運用することができることとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

b 復興債

① 発行根拠法

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に基づき、平成23年度から令和12年度まで発行されることとされています。復興のための施策に必要な財源については、復興特別税の収入等を活用して確保されることとされていますが、復興債はこれらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行されるものです。この復興債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされてお

☞ 割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（「特別会計に関する法律」第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることとしています（発行差減額繰入、「特別会計に関する法律」第42条第4項）。

☞ 復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間は、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

☞ 帝都高速度交通営団（以下「営団」といいます。）が平成16年4月に民営化し東京地下鉄株式会社となり、営団への出資持分に応じた数量の株式が政府に無償譲渡されたことから、現在は出資持分ではなく株式となっています。

り、その発行限度額は、平成24年度以降、特別会計予算総則に規定されています。

② 償還方法

復興債については、その借換債を含め、全体として令和29年度までに償還することとされています。したがって、復興債の償還には60年償還ルールが適用されません。その理由は、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興のための財源については、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」こととされており、特定の償還財源が確保されているためです。

具体的には、各年度に償還を迎える復興債（借換債の復興債分を含みます。）のうち、復興特別税収等を財源に、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額や、国債整理基金特別会計に所属する株式の売却収入等に相当する額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。毎年度、現金償還と借換えを繰り返しながら、令和29年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③ 償還財源

復興債の償還財源については、復興財源確保法において、以下のとおりとされています。

ア 復興特別税収

東日本大震災からの復旧・復興のための財源に係る税制措置として、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税である復興特別税（復興特別所得税及び復興特別法人税）が創設されました。

具体的には、復興特別所得税は、平成25年1月から令和29年12月までの時限的な措置であり、所得税額に対する2.1%（令和9年以降は所得税額に対する1.1%）の付加税が創設されています。一方、復興特別法人税は、平成24年度から平成26年度までの時限措置として、法人税額に対する10%の付加税として創設されましたが、平成26年度税制改正により、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、1年間前倒しして終了しました。

イ 税外収入に係る措置

i 財政投融资特別会計の積立金等の活用

財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金については、平成24年度から平成27年度まで、また、同会計投資勘定の資産からの収入については、平成28年度から令和4年度まで、各年度の予算をもって定める額を復興債の償還財源に充てることができるとされていました。

ii 政府保有株式の売却収入

国債整理基金特別会計に所属するJT株式（政府保有義務分を除く（☞①））、東京地下鉄株式会社の株式（☞②）及び日本郵政株式会社の株式（政府保有義務分を除く（☞③））については、令和14年度までに生じたその売却収入を復興債の償還財源に充てることとされています。

☞①復興財源確保法により、JT株式の政府保有義務が発行済み株式総数の2分の1以上から3分の1超へ引き下げられたことから、政府は、平成25年2～3月にかけて売却可能部分（6分の1）を売却しました（ネット売却収入は約9,734億円）。

☞②令和6年10月に約1.6億株を売却（ネット売却収入は約1,829億円）しました。なお、政府は、発行済み株式総数の26.7%を保有しています（令和8年3月末時点）。

☞③平成27年11月及び同年12月に合計約8.8億株を売却（ネット売却収入は約14,110億円）、平成29年9月に約10.6億株を売却（ネット売却収入は約13,985億円）、令和3年6月及び10月に約13.0億株を売却（ネット売却収入は約10,867億円）、令和5年8月に約1.0億株を売却（ネット売却収入は約1,057億円）、令和7年9月に約0.8億株を売却（ネット売却収入は約1,254億円）しました。政府は、発行済み株式総数の35.9%を保有しています（令和8年3月末時点）。なお、政府は、発行済み株式総数の3分の1超を保有していなければならないとされています。

ウ 決算剰余金の活用

復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

c 脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）

① 発行根拠法

脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）は、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(☞)の実現に向けた先行投資を支援するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 推進法）に基づき、令和5年度から令和14年度まで、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けに、つなぎとして10年間で20兆円規模の発行が見込まれています。

このGX 経済移行債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。

② 償還方法

GX 経済移行債については、カーボンニュートラルの達成目標が2050年であることに鑑み、その借換債を含め、全体として令和32年度（2050年度）までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎えるGX 経済移行債（借換債のGX 経済移行債分を含みます。）のうち、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金を財源に、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和32年度までに全体として償還を終える設計となっています。

③ 償還財源

GX 経済移行債の償還財源については、GX 推進法において、以下のとおりとされています。

ア 化石燃料賦課金

GX に先行して取り組むインセンティブを事業者に付与する仕組みの一つとして、カーボンプライシングの一種である化石燃料賦課金を徴収することとされています。

具体的には、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、当該事業者等が輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金が課される予定であり、この収入金をGX 経済移行債の償還財源に充てることとされています。

イ 特定事業者負担金

化石燃料賦課金と同様にカーボンプライシングの一種である特定事業者負担金についても、徴収することとされています。

具体的には、令和15年度から、発電事業者に対して、有償又は無償で二

☞ GX 推進法に基づき策定されるGXを総合的かつ計画的に推進するための戦略です。

酸化炭素の排出枠（量）が割り当てられ、その量に応じた特定事業者負担金が課される予定であり、この収入金をGX経済移行債の償還財源に充てることとされています。

d 子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）

① 発行根拠法

子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）は、こども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和6年度から令和10年度までの間、必要に応じ、つなぎとして発行されることとされています。

この子ども特例債も、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。

② 償還方法

子ども特例債については、その借換債を含め、全体として令和33年度までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎える子ども特例債（借換債の子ども特例債分を含みます。）のうち、子ども・子育て支援納付金を財源に、子ども・子育て支援特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和33年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③ 償還財源

子ども特例債の償還財源については、子ども・子育て支援法において、「こども・子育て支援加速化プラン」で示されたこども・子育て政策の抜本的な強化に係る施策の財源を確保するための子ども・子育て支援納付金制度による収入金を充てることとされています。

e 先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）

① 発行根拠法

先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、令和7年度から令和12年度までの各年度に限り、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源を確保するために、必要に応じ、つなぎとして発行されることとされています。

この半導体・AI債も、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されます。

② 償還方法

半導体・AI債については、その借換債を含め、全体として令和32年度までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎える半導体・AI債（借換債の半導体・AI債分を含みます。）のうち、財政投融資特別会計投資勘定からの繰入金を財源に、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和32年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③ 償還財源

半導体・AI債の償還財源については、「情報処理の促進に関する法律」において、財政投融資特別会計投資勘定からエネルギー対策特別会計への繰入金を充てることとされています。

f 借換債

① 発行根拠法

普通国債については、償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために借換債が発行されます。このうち、建設国債と特例国債については、基本的に60年償還ルールに基づいて、借換債の発行額が決定されます。また、復興債は復興財源とされている復興特別税の税収や株式の売却収入の金額に応じて、GX経済移行債は化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入の金額に応じて、子ども特例債は子ども・子育て支援納付金の収入の金額に応じて、半導体・AI債は財政投融资特別会計投資勘定からの繰入金に応じて、それぞれ借換債の発行が行われます（☞）。

これらの借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は同特別会計の歳入の一部となります。

借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新たに財源を確保するために発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

（参考）前倒債（借換債の前倒し発行）について

国債の大量償還が続くことが見込まれる中、満期償還が集中した場合の影響の緩和や、各年度の国債市中発行額の大幅な変動の抑制、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行（前倒債）が認められています。

この前倒債は、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定に基づき、国会の議決を経た限度額の範囲内で発行することが認められ、その発行限度額は毎年度の特別会計予算総則に規定されています。

なお、国債管理政策上、「前年度に発行した当年度向けの前倒債発行」と「当年度に発行する翌年度向け前倒債発行」の差額分等を当年度の財源として利用できる仕組みになっており、これを、国債発行計画の消化方式別発行額において「年度間調整分」（☞）として計上しています。

g その他の国債

① 償還方法

これらと異なる償還方法の普通国債としては、昭和59年度までに発行された特例国債、平成2年度に発行された湾岸特例国債、平成6年度から平成8年度までに発行された減税特例国債並びに平成24年度及び平成25年度に発行された年金特例国債があります。昭和59年度までに発行された特例国債については、当初特例国債の借換えが禁じられていたために60年償還ルールが適用されていませんでした。

したがって、昭和59年度までに償還を迎えた分については60年償還ルールが適用されなかったものの（☞①）、昭和60年度以降に償還を迎えた分については、60年償還ルールが適用されることとなりました。また、湾岸特例国債は平成6年度までの4年間で償還することとされ、実際に平成6年度までに全額償還されています。

減税特例国債のうち、20年間で償還することとされている分（☞②）については、平成29年度までに全額償還されています。年金特例国債は、その借

参照：第1章1国（図1-2）「減債制度の仕組み」（P14）

☞平成24年度及び平成25年度に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に基づき、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が入るまでのつなぎとして発行された年金特例国債は、平成26年度以降に消費税増税により得られる税収の金額に応じて、借換債の発行を行っています。

☞前倒債発行の差額のほか、当年度と前年度の「出納整理期間発行」（翌年度の4～6月に特例国債等の一部を発行する仕組み）の差額も含まれます。

☞①昭和59年度に償還を迎えた分については、60年償還ルールに基づき借換えを行うことが可能でしたが、全額現金償還され、60年償還ルールは適用されませんでした。

☞②平成6年度から平成8年度にかけて実施した所得税の特別減税等（法人特別税及び自動車消費税の廃止を除く。）に伴い発行された減税特例国債については、平成10年度から平成29年度の20年間で償還されています。

換債も含め、全体として令和15年度までに償還することとされています。

② 償還財源

ア たばこ特別税収

たばこ特別税は、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務を一般会計に承継させることに伴い、一般会計の負担増に対応するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」に基づき創設されました。その税収は直接国債整理基金特別会計に組み入れられ、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の元利払いに充てられています。

イ その他（年金特例国債）

普通国債のうち、年金特例国債の償還については、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を充てることとされています。

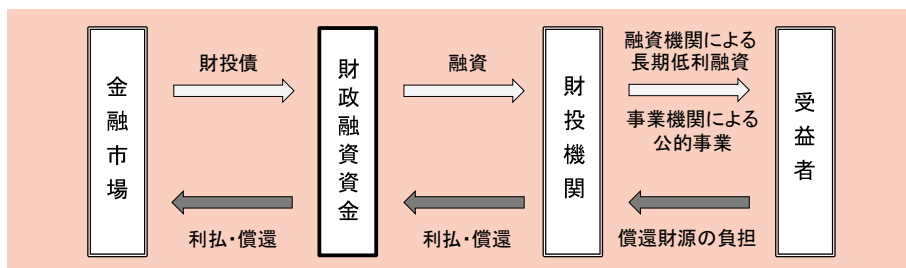
B 財政投融资特別会計国債（財投債）

平成13年度の財政投融资制度の改革以降、郵便貯金・年金積立金の財政融資資金への全額預託義務が廃止され、新たに財政投融资特別会計国債（財投債）を市場で発行し、財政融資資金の原資を必要額だけ調達しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、普通国債と一体として発行されており、金融商品としては同じものです。また、他の国債と同様に国会の議決を経た範囲で発行できることとされ、特別会計予算総則にその発行限度額が規定されています（「特別会計に関する法律」第62条第2項）（☞①）。なお、財投債の発行収入金は財政投融资特別会計の歳入の一部となります。

ただし、財投債は、その償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債等とは異なるため、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されています（☞②）。

財投債の償還については、毎年度の償還に必要な金額を財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れ、償還を行っています。

（図1-4）財政投融资改革以降の財政投融资の流れ（イメージ）



C 政府短期証券

政府短期証券（Financing Bills、略称：FB）は、国庫金の短期の資金繰りのために、また特別会計の一時的な資金不足のために発行することができます。一般会計及び一部の特別会計は、「財政法」及び「特別会計に関する法律」等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内（☞①）において、政府短期証券を発行できることとなっています（☞②）。

参照：財務省「財政投融资リポート」

☞①参考として、国会での審議の際には建設国債や特例国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞②財投債は、国連が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。

☞①予算総則に、当該年度における政府短期証券の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

☞②政府短期証券は、原則として公募入札により市中発行されていますが、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています。この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、その後の公募入札の収入により、可及的速やかに償還することになっています。

なお、国庫の資金繰りのために発行される財務省証券は、年度内における資金繰りのためのものであることから、当該年度の歳入をもって償還されます。

(図1-5) 政府短期証券の発行根拠別の分類

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石油証券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
原子力損害賠償支援証券	特別会計に関する法律第94条第4項、第95条第1項	「国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食糧証券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

(注1) これらの券種及び後述の割引短期国債は、国庫短期証券として発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

(注2) これまでに発行実績があるもののみ挙げています。

(2) 国債の商品別分類

国債は、国が発行し、利子及び元本の支払い（償還）を行う債券です。短期国債を除き、利子は半年に1回支払われ、満期時に元本が償還されます。

令和8年度に発行が予定されている国債は、短期国債（3ヶ月、6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（20年、30年、40年）、物価連動国債（10年）、クライメート・トランジション国債（5年、10年）、個人向け国債（固定3年、固定5年、変動10年）（☞①）に大別されます。

このうち短期国債は、全て割引国債です。割引国債とは、途中での利子は支払われず、満期時に額面金額で償還される国債です。また、短期国債は、政府短期証券と割引短期国債（Treasury Bills、略称：TB）を統合して、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という名称で発行の上、市中で流通しています。

一方、中期国債、長期国債、超長期国債、クライメート・トランジション国債及び個人向け国債（固定3年、固定5年）は、固定利付国債です。固定利付国債とは、満期までの半年毎に、発行時にあらかじめ決められた利率（表面利率、クーポン・レート（☞②））で計算された利子（☞③）が支払われ、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。

物価連動国債は、利率は固定されていますが、物価に関する指標（CPI）（☞④）に連動して元金額（元本）が増減し、併せて利子も増減する国債です。物価連動国債には、償還時の連動係数（☞⑤）が1を下回る場合、額面金額にて償還される元本保証が設定されています。

また、個人向け国債（変動10年）は、一定のルールに基づき、適用される利率が変動する国債です。

☞①令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）から、個人向け国債の販売対象を一部の法人等にも拡大する予定です。それに伴い、商品名を「個人向け国債プラス」に変更します（詳細はP92を参照）。

☞②表面利率の下限については、従来、0.1%としていましたが、令和3年度発行分から0.005%に引き下げました。

☞③発行日から初期利払日までの期間が半年に満たない場合には経過利子が発生します。経過利子とは、国債を保有していなかった期間（＝半年－実際の保有期間）の利子に相当する額のことです。国債の発行時に購入者が支払う調整額です。

☞④日本の物価連動国債は、全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）に連動しています。

☞⑤発行時から物価に関する指標（CPI）がどれだけ変化したかを計る係数のことをいいます。

☞15年変動利付国債は、一定のルールに基づき、適用される利率が変動する国債ですが、平成20年5月の発行以降、発行を取り止めており、令和5年5月に償還を終えています。

(図1-6) 国債の種類

償還期間等	短期国債		中期国債	長期国債
	3ヶ月、6ヶ月、1年		2年、5年	10年
発行形態	割引国債		利付国債	
最低額面単位	5万円		5万円	
発行方式	公募入札		公募入札 窓口販売 (募集取扱い)	
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式		価格競争入札・ コンベンショナル方式	
非競争入札等	第I非価格競争入札		非競争入札 第I非価格競争入札 第II非価格競争入札	
譲渡制限	なし		なし	

償還期間等	超長期国債			物価連動国債	クライメート・トランジション国債	個人向け国債
	20年	30年	40年	10年	5年、10年	固定3年、固定5年、変動10年
発行形態	利付国債					
最低額面単位	5万円			10万円	5万円	1万円
発行方式	公募入札			公募入札	公募入札	窓口販売 (募集取扱い)
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式		利回り競争入札・ ダッチ方式	価格競争入札・ ダッチ方式	利回り競争入札・ ダッチ方式	—
非競争入札等	第I非価格競争入札 第II非価格競争入札		第II非価格競争入札	— (注1)	—	—
譲渡制限	なし			なし	なし	あり (注2)

(注1) 物価連動国債は令和2年5月以降、第II非価格競争入札を取り止めています。

(注2) 個人向け国債は個人（一定の信託の受託者を含む。）のみに譲渡可能です。

(図1-7) TBとFBの比較

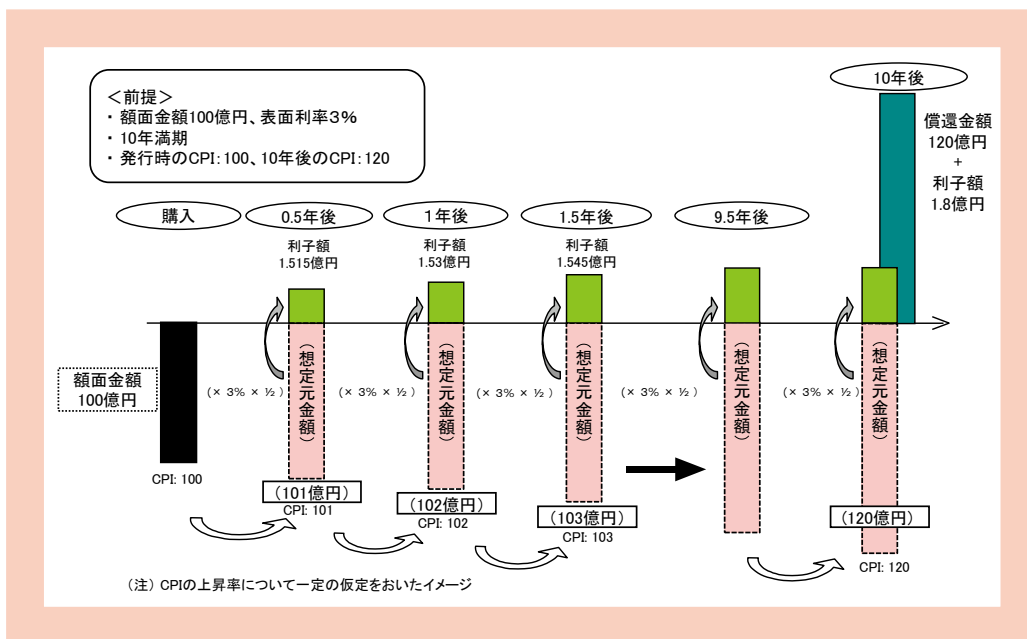
	T-Bill (国庫短期証券)	
	TB	FB
債券の名称	割引短期国債	政府短期証券
発行目的	歳出需要を賄うため (他の年限の国債と同様)	国庫金の短期資金繰り・特別会計の 一時的資金不足の補填のため
発行形態	割引発行方式	
償還期間の種類	6ヶ月・1年	3ヶ月・6ヶ月・1年
発行方法	・公募入札方式（価格競争入札・コンベンショナル方式） ・平成21年2月から国庫短期証券として統合発行	

(参考1) 物価連動国債

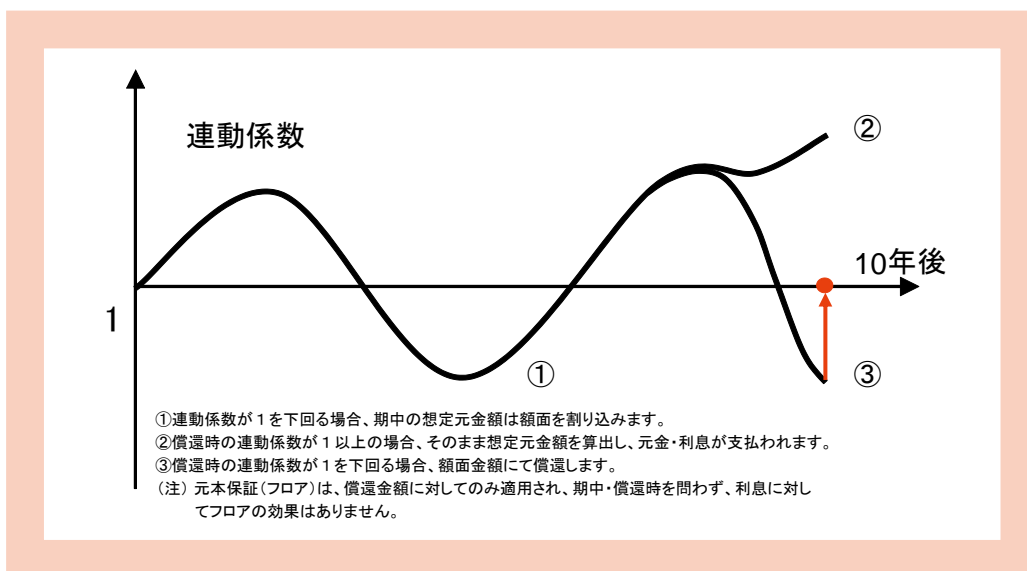
物価連動国債は、物価に関する指標（CPI）に連動して元本額（及びそれに伴う利子）が変動する国債です（図1-8）。平成16年3月に発行を開始しましたが、リーマン・ショック等に伴い需要が大きく低下したことから、平成20年10月以降、発行を一旦停止しました。その後、償還時の元本保証を付した上で（図1-9）、平成25年10月に発行を再開しました。

物価連動国債は、デフレ脱却後の市場環境の変化に対応し、国債の商品性の多様化を促進する観点から、その市場育成が引き続き重要な課題となっています。

(図1-8) 物価連動国債の商品性のイメージ

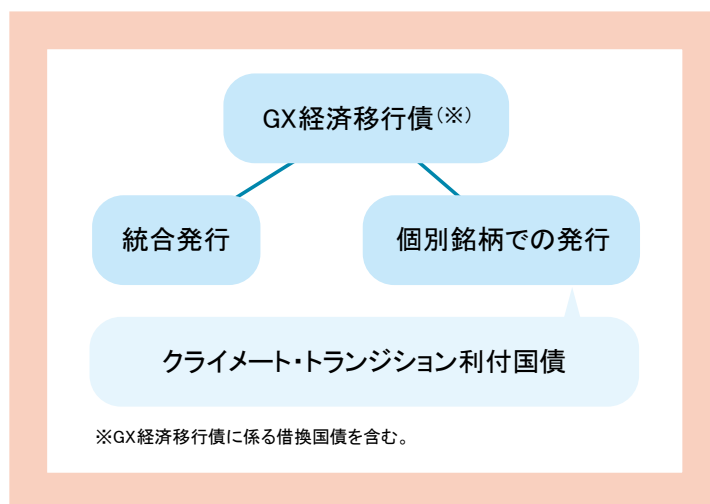


(図1-9) 元本保証（フロア）のイメージ



(参考2) クライメート・トランジション利付国債**a 個別銘柄の発行**

GX 経済移行債及びその借換債は、これまでの国債（建設国債、特例国債、復興債等）と同様に他の国債と同一の金融商品として統合発行することに限らず、クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク（以下、フレームワーク）を策定したうえで、国際標準への準拠について評価機関からの認証（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得した、世界初の国によるトランジション・ボンドとして、個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」と名付けて令和6年2月から発行しています（図1-10）。

(図1-10) GX 経済移行債の発行方式**b フレームワークの概要**

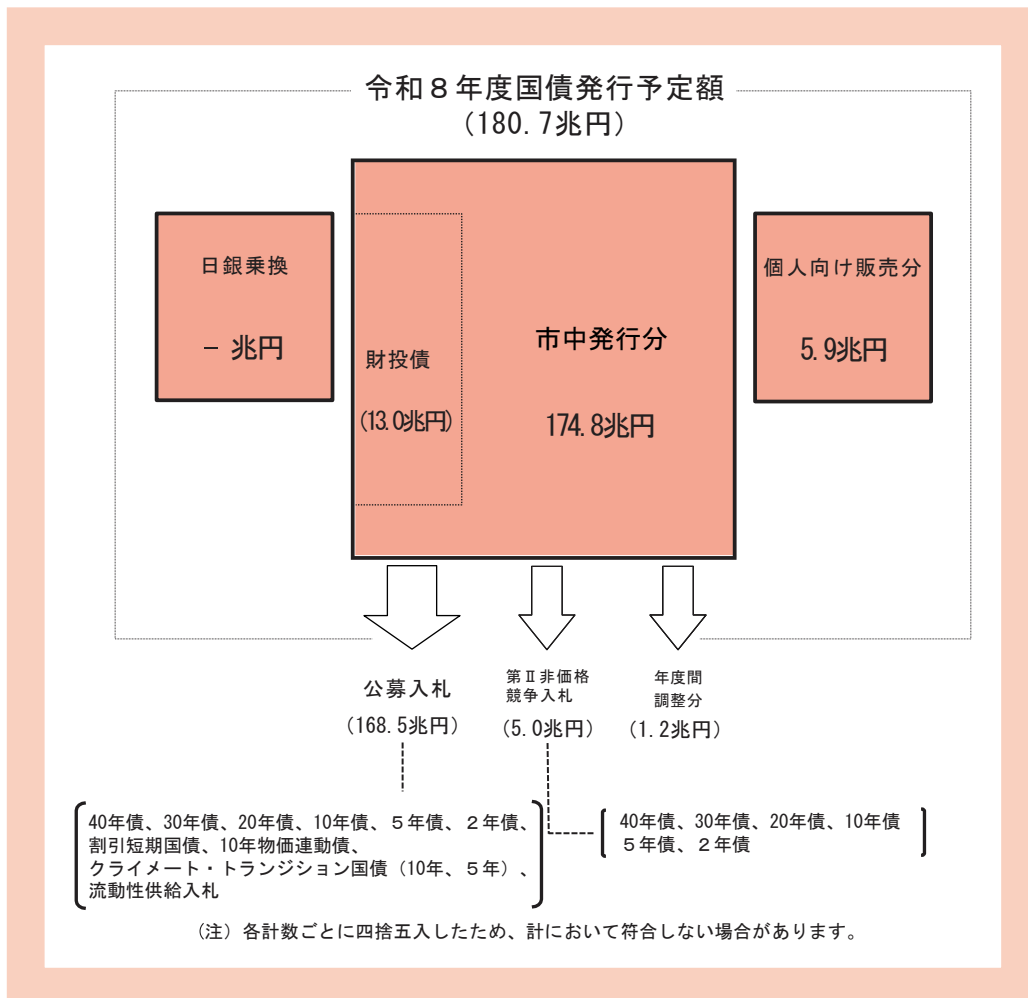
フレームワークには、発行体の移行戦略、調達資金の使途、充当事業の選定・評価プロセス、調達資金の管理、発行後のレポート等が記載されています（令和5年11月公表、令和7年6月改訂）。

- ・ 調達資金の使途：代表的な資金使途としては、省エネ機器の普及、水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入、クリーンエネルギー自動車や次世代航空機、ゼロエミッション船等の導入・普及等が挙げられます。
- ・ レポート：クライメート・トランジション利付国債は、発行後、①資金充当レポート（調達資金のGX予算事業への充当状況をまとめるもの）、②インパクトレポート（環境改善効果や支援実績等をまとめるもの）を年次で報告することとしています。なお、②については事業結果・効果が判明するまでに時間を要するため、発行から2年以内に行います。

(3) 発行方式

国債の発行方式は、市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式に大別されます。

(図1-11) 令和8年度国債発行予定額（消化方式別）（当初）



A 市中発行方式

国債の市中発行に当たっては、公募入札を基本として、市場実勢を反映した条件設定が行われています。

a 入札方式

① 価格（利回り）競争入札

価格（利回り）競争入札とは、財務省が提示した発行条件（発行予定額、償還期限、表面利率（クーポン・レート）など（①））に対して、入札参加者（②）が、落札希望価格（又は利回り）と落札希望額を入札し、その入札状況に基づいて発行価格と発行額を決定する入札方式です。

価格（利回り）競争入札では、価格の高いもの（又は利回りの低いもの）から順に、原則として予定額に達するまでの額が落札されます。その際、我が国では、発行する国債の種類によって、各落札者が自ら入札した価格（又は利回り）が発行条件となるコンベンショナル方式と、各落札者の入札価格（又は利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格／募入最高利回り）となる

①新発40年債及び新発クライメート・トランジション利付国債については、利回り競争入札による入札結果を踏まえてクーポン・レートを決定していることから、事前に提示はしていません。

②「国債の発行等に関する省令」第5条第2項の規定に基づき、入札参加者と定められた者。令和8年4月1日時点で220社。

ダッチ方式を使い分けています（☞③）。

② 非競争入札

2年債・5年債・10年債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮し、非競争入札が行われています。非競争入札とは、価格競争入札と同時に応募が行われ、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。入札者は、価格競争入札または非競争入札のいずれか一方に限り応募することができます。

発行限度額は発行予定額の10%であり、応募限度額は、各入札参加者（☞）につき10億円です。

③ 第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札

第Ⅰ非価格競争入札は、価格競争入札と同時に応募が行われ、発行予定額のうち25%を発行限度額とし、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の落札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額まで応札・落札できます。なお、物価連動国債については、第Ⅰ非価格競争入札の対象となっております。

第Ⅱ非価格競争入札は、コンベンショナル方式における加重平均価格（ダッチ方式の場合は発行価格）を発行価格とする、価格（利回り）競争入札の結果公表後に行われる入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の応札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額（☞）まで応札・落札できます。なお、物価連動国債、クライメート・トランジション利付国債及び短期国債については、第Ⅱ非価格競争入札の対象となっております。

b リオープン方式

国債の流動性を高めるなどの目的で、平成13年3月より、即時銘柄統合（即時リオープン）方式が導入されています。これは、新発債の償還日と表面利率が既発債と同一である場合、原則、発行時から既発債の同一銘柄として追加発行（リオープン）する方式です。（☞①）。

5年、10年、20年、30年、40年債及び物価連動国債については、即時銘柄統合方式より更に進めて、1銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和8年度においては、下記の方式で発行します（☞②）。

5年債は入札日の市場実勢利回りと償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離がおおむね0.10%を超える場合を除き、リオープン発行とします。10年債は入札日の市場実勢利回りと償還日が同じ銘柄の表面利率との乖離がおおむね0.30%を超える場合を除き、リオープン発行とします。20・30年債は年間4銘柄（4・5・6月発行分は4月債、7・8・9月発行分は7月債、10・11・12月発行分は10月債、1・2・3月発行分は1月債）でのリオープン発行を原則とします。40年債は年間1銘柄（5・7・9・11・1・3月発行分は5月債）でのリオープン発行を原則とします。物価連動国債は年間1銘柄（5・8・11・2月発行分は5月債）でのリオープン発行を原則とします。

☞③ 40年債及びクライメート・トランジション利付国債で利回り競争入札・ダッチ方式、物価連動国債で価格競争入札・ダッチ方式を採用している以外は、価格競争入札・コンベンショナル方式を採用しています。

☞ 信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫には限度額は適用されません。

☞ 価格（利回り）競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札における当該参加者の落札額の合計の10%に相当する額を超えない額となります。

☞① 2年債については、入札毎に償還日が異なることから、即時銘柄統合方式が適用されることは実質的にありません（第Ⅲ編第1章1□（7）「発行日に対応する元利払期日の設定（令和8年度予定）（P125）参照」。

☞② 令和8年度のクライメート・トランジション利付国債については、リオープン発行とせず、すべて新発債として発行します。

B 個人向け販売

a 個人向け国債

平成15年3月より、個人の国債保有を促進するため、個人向け国債（変動10年）（☞①）の発行を開始しました。また、様々な個人投資家のニーズへの対応や、販売の促進のため、固定5年や固定3年を導入して、商品性の改善を行ってきました。さらには、令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）から、個人向け国債の販売対象を一部の法人等にも拡大する予定です。それに伴い、商品名を「個人向け国債プラス」に変更します。

個人向け国債は、証券会社、銀行等の金融機関や郵便局といった取扱機関（約880機関）での募集により発行されています。取扱機関は、国の委託に基づき、個人投資家から個人向け国債の取得の申込みを受け付けて販売します。国は、募集取扱額に応じて取扱機関に手数料を支払います（☞②）。

b 一般の利付国債についての新型窓口販売方式

平成19年10月より、個人投資家の国債の購入機会を更に広げるため、個人向け国債に加えて、一般の利付国債（2年債・5年債・10年債）の新型窓口販売方式を導入しました。

この新型窓口販売方式は、それまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を、一般の民間金融機関でも行えるようにしたものであり、これにより、多数の金融機関で手軽に、かつ、ほぼ常時国債を購入することができるようになりました。ただし、市場の金利状況によっては、募集を行わないことがあります。

新型窓口販売方式では、個人向け国債の場合と同様に、国は取扱機関（約560機関）に国債の募集・販売を委託します。なお、取扱機関は、一定期間、財務省の指定する価格で国債の募集・販売を行います。募残引受義務はありません。

参照: 第II編3(2)B「個人投資家等の国債保有」(P90)

☞①個人向け国債は元本割れないほか、0.05%の下限金利が設定されていますので、金利がゼロやマイナスになることはありません。

☞②令和2年10月発行(9月募集)以降、募集発行事務取扱手数料を引下げる(固定3年:額面100円あたり8銭、固定5年:額面100円あたり11銭、変動10年:額面100円あたり14銭)とともに、同年同月発行以降の個人向け国債の利払時における参加者口座の残高の2/10,000を管理手数料として支払います。

(図1-12) 個人向け国債と新型窓口販売との比較

	個人向け国債 			新型窓口販売国債 		
						
償還期限	10年	5年	3年	10年	5年	2年
発行頻度	毎月(年12回)			毎月(年12回)		
購入単位及び購入限度額	最低1万円から1万円単位で上限なし			最低5万円から5万円単位、ただし一申込みあたりの上限は3億円		
販売価格	額面金額100円につき100円 (中途換金時、償還時でも価格は一定)			発行ごとに財務省で決定 (満期償還前に途中売却する場合は価格が変動)		
購入対象者	個人に限定(注)			制限なし (法人やマンションの管理組合なども購入できる)		
金利タイプ	変動金利	固定金利		固定金利		
下限金利	あり(0.05%)			なし		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能(元本割れのリスクなし) 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる			市場でいつでも売却が可能 (ただし、その時々々の市場価格となるため、売却損/益が発生(元本割れのリスクあり)。また、国の買取による中途換金の制度はない。)		
導入時期 (初回発行年月)	平成15年3月	平成18年1月	平成22年7月	平成19年10月		

(注) 令和8年12月募集分(令和9年1月発行分)から、個人向け国債の販売対象を一部の法人等にも拡大する予定です。(詳細はP92を参照)

(図1-13) 個人向け国債等の主な商品性の改善

施策時期	内容
平成15年3月	変動10年発行開始
平成18年1月	固定5年発行開始
平成19年10月	新型窓口販売方式の導入
平成22年7月	固定3年発行開始
平成23年7月	変動10年金利設定方法の変更(基準金利-0.80%→基準金利×0.66)
平成24年4月	固定5年の中途換金禁止期間の変更(2年→1年)等
平成25年12月	変動10年・固定5年の毎月募集・発行開始
平成28年5月	初回利子調整額の見直し

C 公的部門発行方式(日銀乗換)

財政法第5条では、日本銀行による国債の引受けを禁止していますが、同条ただし書において、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で、例外が認められています。これに当たるのが、日本銀行が保有している国債の償還額の範囲内で、借換債を引き受ける場合(いわゆる「日銀乗換」)です。

日本銀行は、金融市場調節を通じて多くの国債を保有していますが、その保有分を現金で償還する場合には、国債発行当局は、その償還資金調達のために市場で借換債を発行する必要があります。この場合、結果として、民間部門が資金不足となり、この資金不足を解消しようと、日本銀行が借換債の相当額を民間から購入して資金を供給する必要が生じます。このような迂回を避けるため、日本銀行の保有する国債の借換えに必要な金額に限定して乗換が認められています。

国債管理政策においては、日銀乗換の金額により、年度間の償還額や財政需要の変動が通常の入札による市中発行額の変動に与える影響を平準化することができるといった効果があります。

(4) 国債市場特別参加者制度

我が国では、国債の大量発行が今後も続くと思込まれる中で、国債の安定的な消化の促進や国債市場の流動性の維持・向上等を図ることを目的に、平成16年10月以降、「国債市場特別参加者制度」を導入しています。

この制度は、欧米主要国において導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考としており、こうした目的を達成するため、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対し、国債発行当局が「国債市場特別参加者」として特別な資格を付与することとしています。制度の概要は以下のとおりです。

A 国債市場特別参加者の責任

- ・ 応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額に応札責任割合（☞①）を乗じた額以上の額を応札すること。
- ・ 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行総額（☞②）の一定割合（短期ゾーンは0.5%、短期以外のゾーンは1%）以上の額の落札を行うこと。
- ・ 流通市場における責任：国債流通市場に十分な流動性を提供すること。
- ・ 情報提供：財務省に対して、国債の取引動向等に関する情報を提供すること。

B 国債市場特別参加者の資格

- ・ 国債市場特別参加者会合への参加資格
 - ：財務省が開催する国債市場特別参加者会合に参加し、財務省と意見交換等を行うことができること。
- ・ 第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札への参加資格
 - ：通常の競争入札と同時に行われる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できること（共に、過去の落札実績（第Ⅰ非価格競争入札の場合）又は応札実績（第Ⅱ非価格競争入札の場合）等に基づき、国債市場特別参加者ごとに定められた限度額内で、競争入札の加重平均価格（ダッチ方式の場合は発行価格）により国債を取得できる入札です）。
- ・ 流動性供給入札への参加資格
 - ：国債市場の流動性の維持・向上等を目的として実施される流動性供給入札に参加できること。
- ・ 買入消却入札への参加資格
 - ：買入消却のための入札に参加できること。
- ・ 分離適格振替国債（ストリップス債）の分離・統合申請資格
 - ：分離適格振替国債（ストリップス債）の分離・統合の申請ができること。

☞① 応札責任割合は、次の算式により算出した割合（1未満の端数があるときは、その端数は切り上げ）となります。

応札責任割合(%)=100/n
※ nは国債市場特別参加者の数

☞② 国債の入札における発行額（第Ⅱ非価格競争入札及び流動性供給入札による発行額を除く）の合計額。

参照：第1章1②(6) ストリップス債 (P46)

C 経緯

- ・平成16年10月：国債市場特別参加者制度の導入（国債市場特別参加者の指定、国債市場特別参加者会合の開催開始、第Ⅱ非価格競争入札開始）
- ・平成17年4月：第Ⅰ非価格競争入札開始
- ・平成18年1月：金利スワップ取引の導入（☞①）
- ・平成18年3月：国債募集引受団（シ団）制度の廃止
- ・平成18年4月：流動性供給入札開始
- ・平成21年1月：第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「落札額の10%」から「落札額の15%」に引上げ（☞②）
- ・平成27年4月：入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ、応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ
- ・平成29年7月：第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に引上げ、応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ
- ・令和2年1月：第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「落札額の15%」から「落札額の10%」に引下げ（☞②）
- ・令和2年4月：物価連動国債の第Ⅱ非価格競争入札の取りやめ
- ・令和4年3月：応札責任を「発行予定額の5%以上」から「同100/n%以上」に変更
- ・令和6年4月：第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の20%」から「同25%」に引上げ

☞①金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する取引のことです。財務省では、平成14年6月の国債整理基金特別会計法改正を経て、平成18年2月から国債にかかる金利スワップ取引を開始しましたが、平成21年度下期以降は新規取引を実施していません。

☞②この応札限度額は、発行予定額に国債市場特別参加者ごとの基準応札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）を超えない範囲で適用します。

(5) 国債発行の事務

A 日本銀行の国債取扱事務

国債の発行や償還などの事務は、国が直接取り扱っているわけではなく、その大部分が、「国債二関スル法律」第1条第2項に基づき、日本銀行に委託されています。日本銀行の事務取扱の範囲は次のとおりです（☞）。

- ・発行関係…応募の受付、募入額の決定通知、払込金の受領と国債の発行、収入金の受入整理等
- ・償還・利払関係…元利金の支払い、償還資金の受入整理・払出整理等

☞これらの国債に関する事務は、日本銀行の本店、支店、代理店において取り扱われています。

B 日銀ネット国債系システム

日本銀行は、上記の国債の発行や償還などの事務や、その取引先金融機関との間の国債の決済を効率的かつ安全に行うため、日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）国債系システム（☞①）を運行しています。

日銀ネット国債系システムには、銀行、証券会社、短資会社、保険会社等が参加しており、国債の発行や償還などの事務は、オンラインにより処理されています。

現在、「社債、株式等の振替に関する法律」の下、金融機関の間で取引される国債等は完全にペーパーレス化されており、国債の受渡しは、振替機関（日本銀行）が管理する振替口座簿上の口座振替によって行う仕組みになっています（☞②）。

日銀ネット国債系システムを使用して行うことのできる事務手続は次のとおりです。

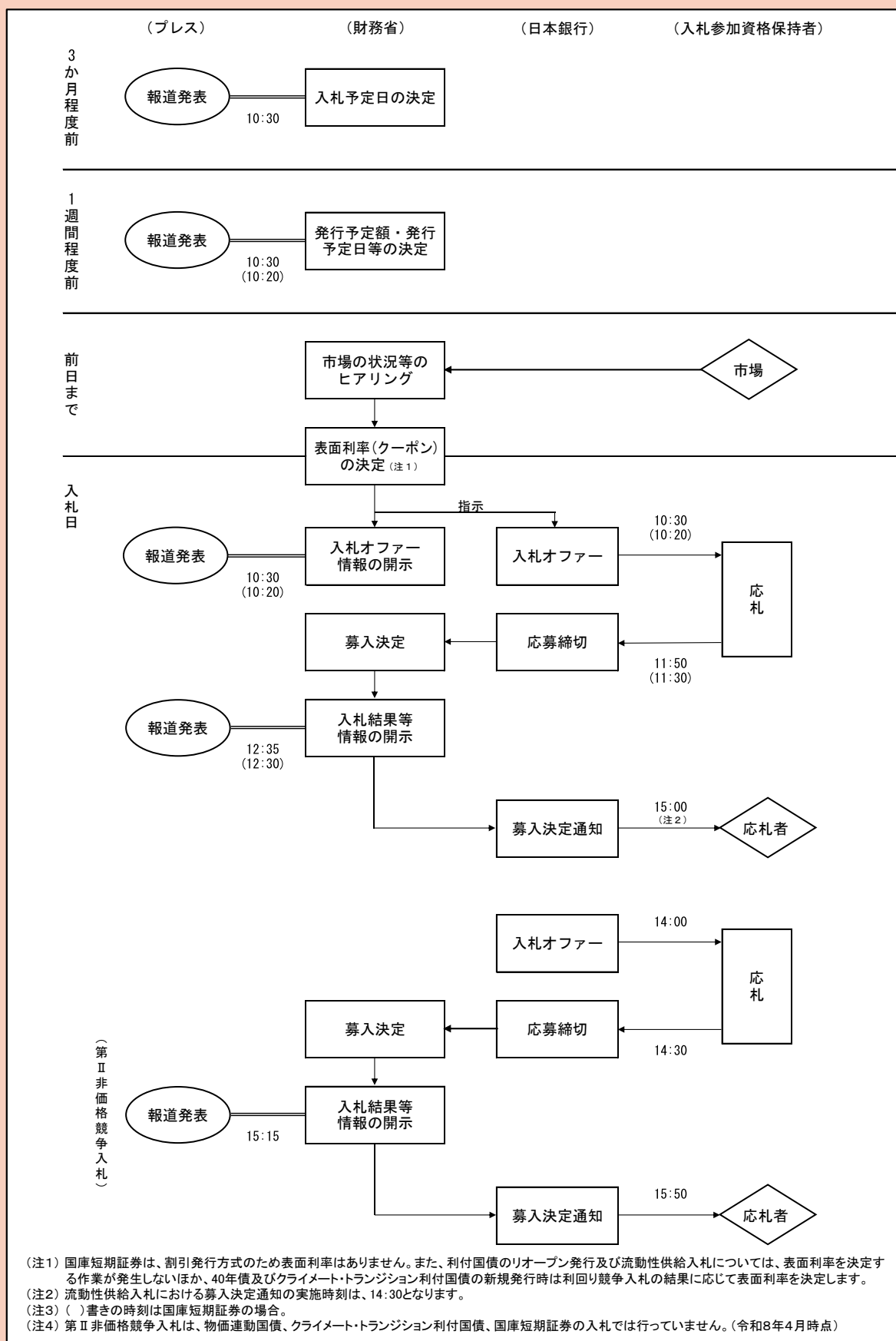
☞①日銀ネットの機能には、資金決済システムである日銀ネット当預系システムと、国債決済システムである日銀ネット国債系システムがあります。

☞②こうした仕組みの国債を振替国債と呼び、その権利の帰属が「社債、株式等の振替に関する法律」の規定による振替口座等の記載又は記録により定まるとされるものをいいます（国債証券は発行されません）。

- ・ オファー通知（日本銀行→入札参加者）
- ・ 応募申込み（応募者→日本銀行）
- ・ 応募集計とその状況の財務省に対する報告
- ・ 応募者に対する募入（又は割当）決定通知（日本銀行→応募者）
- ・ 発行と払込（日本銀行↔応募者）

C 公募入札による発行手順

(図1-14) 公募入札による発行手順



参照: 第1章1②(3)
C「決済期間の短縮化」
(P42)

D 国債発行市場における決済期間短縮化

国債の流通市場における決済期間のT+1化に合わせる形で、国債の発行市場でも、平成30年5月1日以降の入札から、決済期間（入札から発行までの期間）を原則T+2から原則T+1としました。

それと同時に、大量償還月（3・6・9・12月）の利付国債（5～30年債）及び2年債の発行についても、決済期間を短縮化しました。

① 大量償還月の利付国債（5～30年債）

それまで、入札日にかかわらず20日（休日の場合は翌営業日）発行となっていた大量償還月（3・6・9・12月）発行分の利付国債（5～30年債）については、平成30年5月1日以降の入札分から、T+1化し、入札の翌営業日に発行することとしました。

② 毎月の2年債

それまで、入札日にかかわらず翌月15日（休日の場合は翌営業日）発行となっていた2年債については、平成30年5月1日以降の入札分から、入札翌月の1日（休日の場合は翌営業日）に発行することとしました。また、利払日及び償還日についても、1日に変更しました。